

中野区教育委員会会議録 平成21年第4回定例会

○開会日 平成21年1月30日(金)

○場 所 新井地域センター

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時50分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(6名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司	
教育経営担当課長	小谷松 弘 市	
学校再編担当課長	青 山 敬一郎	
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎	
指導室長	入 野 貴美子	
生涯学習担当参事	教育委員会事務局次長兼務	
中央図書館長	倉 光 美穂子	(欠席)
子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長	白 土 純	

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	山 田 正 興

○傍聴者数 10人

〔議決案件〕

日程第1 第5号議案 平成21年度使用教科用図書の採択について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 1/23 区立小学校連合作品展（なかのゼロ西館）について
- ・ 1/23 中野区国際交流協会訪問について
- ・ 1/23 中野区議会第一回臨時会で可決された補正予算について
- ・ 1/23 中野区立小学校PTA連合会新年会について
- ・ 1/23 中野区福祉団体連合会新年会について
- ・ 1/24 中野区舞踊連盟新年会について
- ・ 1/26 東京都学校保健会研修会「学校におけるアレルギー対応について」
- ・ 1/27 中野区茶華道連盟新年会について
- ・ 1/27 野方母の会新年会について
- ・ 1/28 東京都立中野特別支援学校全国発表会「一人一人に応じた授業の充実を目指して」について

(2) 事務局報告事項

①区立幼稚園の土地・建物を利用した私立認定子ども園の開設に向けた区の取り組みについて（子ども家庭部保育園・幼稚園担当）

〔協議事項〕

- (1) 中野区立幼稚園条例の一部改正について
- (2) 今後の学校評価の考え方について（案）

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。委員長の高木でございます。

本日は、お足元の悪い中、傍聴いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから、教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は欠席でございます。また、竹内次長はおくられて出席の予定です。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、本日の地域での教育委員会について若干説明させていただきます。

本日の地域での教育委員会は14回目の開催になります。年2回ほど、地域センターなどに会場を移して教育委員会を開催しているものでございます。今まで、沼袋、東部、大和などの地域センターで開催してまいりました。本日は、ここ新井地域センターで開催させていただきます。今後さらに工夫を重ねながら、他の地域でも開催してまいりたいと考えております。

なお、会議の進行は通常の教育委員会と同じように進めてまいります。

また、本日が1月最後の教育委員会でございますので、定例会閉会后、傍聴されている方々の意見をいただく時間を設けたいと思います。

<議決案件>

高木委員長

それでは、初めに議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第5号議案「平成21年度使用教科用図書の採択について」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、ただいま上程されました第5号議案「平成21年度使用教科用図書の採択について」、提案の説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、平成21年度に特別支援学級で学校教育法附則第9条の規定による一般図書を使用するに当たりまして、教育委員会の議決を得る必要があるので、これを上程いたします。

裏面をごらんください。

既に、21年度使用いたします特別支援学級での教科書につきましては、検定本、それから文科省が著作権を擁しております著作権本、それから、この附則9条にありますように、その検定本等を使用することが困難な児童・生徒について使用することができます絵本等の一般図書について採択をしていただいているところでございますが、このたび、その中から、前回ご協議いただきました2社の本につきまして供給不能ということで通知がございましたので、改めてその2社の本にかわります使用する教科書を採択していただくということで、今回はお願いしてございます。採択を加えていただきます教科書につきましては、そこの表にございますように、理科の小学館の「小学館の図鑑NEO 飼育と観察」というものと、音楽の音楽の友社の「クラス合唱曲集」、この2冊ということでございます。いずれも区内の特別支援学級の小・中学校で使用を予定したいということでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願ひいたします。

大島委員

確認ですけれども、特別支援学級で使用する一般図書につきましては、たしか学校のほうからこういうものを使用したいという申請と申しますか希望があつて、それを受ける形で教育委員会で審査する、こういうことかと思ひのですが、それでよろしいでしょうか。

指導室長

はい。特別支援学級で使用する教科書につきましては、ほかの検定本と違ひまして、毎年度審査をしていただいております。それは、基本的には、その子どもたちの状況、障害の種類とか状態とかに合わせた教科書を毎年選定するという意味があるからでございます。そういう意味では、当該の学級を見ております学校のほうから、来年度はその子たちにはこれがよかろうということで提案をしてもらひまして、教育委員会で採択をしていただいているという状況でございます。

飛鳥馬委員

使用学年ですけれども、理科と音楽ということで、理科は3年から6年までというふうにしてよろしいのでしょうか。音楽は1年から6年までということなのでしょうか。その辺の使用学年をちょっとお知らせください。

指導室長

理科のほうは、小学校が使用することになっておりますので、一応4年生から6年生のところというふう聞いております。音楽のほうは、中学のほうの特別支援学級で使うことになっておりますので、1年から3年という形になると思ひます。

高木委員長

確認なのですが、この一般図書というのは、いわゆる市販されているものを教科用図書として使うということで、新規に使用を決定ということは、供給不能ということでございますが、本屋さんとか、出版元のほうで何か問題があつたということなのでしょうか。

指導室長

はい。この一般図書と申しますのは、いわゆる市販されている一般図書でございまして、その中のうち、東京都教育委員会が全部調査・研究をしている本がございまして、その絵本等の中から採択をしているものでございまして、実は今回供給不能というものについても、その調査されたものの中には入つてございました。ただ、このたび、出版停止等々のいろいろな意味で供給不能ということで文科省のほうから来たということでございます。

山田委員

今説明がありましたように、供給不能で手に入らなくなったということで新たに選定をするという作業が今までも何回かあつたように思ひますし、今回も速やかにこの2点を選

んだわけでございますので、このとおりでよろしいのではないかなと思います。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

ないようなので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から。

1月23日金曜日、夕方、小学校PTA連合会の新年会に出席してまいりました。PTA連合会の方、各小学校のPTAの会長さんや副会長さん、あるいはほかの役員の方が集まりまして、皆さんとても元気で、小学生のために頑張っていただいています。昨年、私の妻も子どもの小学校のPTAで書記というのをやらせていただいたのですが、大体、週に最低1回は学校のほうに通っていろいろな仕事を請け負って来て、たまにワープロなどを私が下請でやるような形で、皆さん本当に忙しい中、頭が下がる思いでございます。

続きまして、一昨日、1月28日水曜日に、東京都立中野特別支援学校の全国発表会というのがありましたので、ここに1日参加してまいりました。中野特別支援学校というのは、昭和53年4月に中野養護学校として開設しまして、当時は小学部、中学部だけだったのですが、平成20年4月には、特別支援ということで「中野特別支援学校」と名称が変わりまして、現在では、小学部18学級71名、中学部11学級49名、高等部28学級168名、計288名のかなり大規模な特別支援学校でございます。副校長先生の最初の説明でございますと、児童・生徒数が年々増加しておりまして、近々300名を超えるかなり大規模な学校になるのではないかと予想されているとのことです。この全国発表会には、全国の主に特別支援学級の先生方が100人以上参加しまして、この学校の研究発表を聞くという仕組みでございます。

この中野特別支援学校は、中野区、それから新宿区、あと渋谷区の一部が通学区域となっております。やはり中野にあります中野のお子さんが一番多く、この3地域のセンター

校として特別支援教育の中核を担っている学校でございます。また、近くの中野区立の多田小学校、あるいは新山小学校、第一中学校との交流教育も盛んになっております。

当日は、最初に全体説明がありまして、午前中に授業公開。小学部、中学部、高等部、私は全部一通りは見させていただいたのですが、主に中学部を中心に見させていただきました。午後は、中学部の第2分科会というので、筑波大学教授の先生のお話と研究発表、3時過ぎから全体講演を聞かせていただきました。

この学校では、小学部・中学部は普通学級と重度・重複学級の二つの教育課程を持っております。障害の特性に応じた教育の充実を目指して、自閉症の生徒さんにより編成した学級と、知的ハンデがあるお子さんによる学級と二つに分けて、かなり手厚い授業をやっております。高等部では、自立と社会参加を目指した進路指導、職業教育を推進するため、三つのコース・類型を持ちまして、職業自立類型、生活自立・生活技能類型、基礎技能類型といった形で日常生活をサポートするところから就労まで目指したところまで多様な生徒さんに対してきめ細かい教育をされておりました。

午前中の見学ですが、区立の特別支援学級は見させていただいていますし、私の子ども自身も通級で発達障害の学校に通っていますので、そういうイメージで見たのですが、やはり都の特別支援学級ですと、かなり幅の広いお子さんを預かっていて、正直言って、思っていた以上なので、びっくりするとともに、自分の不勉強を非常に反省いたしました。日常のコミュニケーションが難しい子どもたちに対して、本当に手厚く、また、指導も専門的な形でやっていて大変勉強になりました。

研究発表のところで、指定授業ということで、主に中学部の音楽の授業を見たのですが、ここでは中学部の1年生から3年生まで11名で、いろいろなクラス、縦割りで横もまぜたような形で音楽の授業で研究発表ということなのです。一応簡単な指示を理解して行動できるような生徒さんを集めたということなのですが、やはりいろいろな障害の特性で、一斉の声かけでは指示がちょっと理解できないお子さん、あるいは行動がスムーズにできないお子さん、それから離席が目立つお子さんということで、個別の対応をやっていました。ただ、最後の全員合奏はなかなかうまくできて、先生方の底力というのを見せていただきました。

あと、先生の講演の中で、特に最後の講演では、DVDを使っていろいろな特別支援学校の授業の改善の例を見せていただきまして、非常に勉強になったといえますか。ある特別支援学校の授業で自閉のお子さん3人と先生1人で、4×4のます目をホワイトボードに張って神経衰弱をやるような授業を展開していて、ホワイトボードと子どもの距離を1メートルぐらいの2倍に伸ばすことによって、子どもがお互いのところをちゃんと意識するようになるというような改善授業を見せていただいて、これはすごいなど。こういうことがセンター校として中野の教育にも反映してもらえるのは、中野特別支援学校があって非常によかったと思った次第でございます。

私からは以上でございます。

大島委員

今週は特にございませぬ。

ただ、先日、中野駅前をたまたま通りましたところ、区議会議員が街頭演説をなさっているところで、ちょうど「中央中の体育館がDランクで、これはいけない」というようなことをおっしゃっているところで通りかかったものですから、「ちょうど教育委員の先生がお通りになっておられますが」とか言われてしまいまして、やむなく会釈を返したのですが、「中央中の体育館Dランク耐震工事、こういうひどい状況で」という嘆きを演説でおっしゃっておられて、「教育委員の方にも頑張っていたかかないと」とか言われてしまいました。全くそのとおりで、区民の皆さんにも耐震のご心配をかけていて本当に申しわけないなど。早く安心していただけるように耐震工事のほうも進めないといけないなどずっしりときた次第でございました。

私からは以上です。

山田委員

1月26日ですけれども、私が所属しています東京都学校保健会、この組織は、特に学校保健にかかわる校長先生ですとか養護の先生、あるいは一般教員も含めて、あとPTAですけれども、そういった方たちと一緒に学校保健のことについていろいろ検討している会なのですけれども、例年、「校長先生に向けて」「PTAに向けて」「養護教諭に向けて」、それから私が出ましたのは「一般教諭に向けて」ということで研修会が開催されました。水道橋にあります東京都の研修センターで行われたのです。ことしはこの4月に、学校におけるアレルギーを有する子どもに対する対応、何回かこの場でもお話ししているのですけれども、その研修を一般の教員の先生方と一緒に勉強しようということで、当日は450名ぐらいの一般の教員の方々に集まっていただきました。

今、アレルギーを有する子どもさんたちがかなりふえています。例えば、ぜんそくのお子さんですとか、アトピーのお子さんですとかということがふえています。あと、学校で一番問題になるのは食物アレルギー。例えば、給食での食べ間違いによるショックとかいろいろあって、そのことをきちんと学校で取り扱うようにしましょうということが大きな趣旨なのです。その現状の話が専門家からあったわけです。

もしもアナフィラキシーと言う非常に重篤なショックが起きたときに、それを助けるべく薬品が開発されて発売されているのです。エピネフリンという薬品名が入っている注射器型の製剤です。通称「エピペン」と称しているのですけれども、そういったものを主治医のほうで処方できるのです。そのエピペンをどのように取り扱うかというのが非常に問題になっているのです。例えば、学校で、ピーナッツアレルギーのお子さんが誤ってピーナッツを食べてしまってショックが起きたと。そのときに、処方できているのを持ってきていれば自分で打つことができる。太ももにズボンの上からでも打てるようなものなので

す。その子が途中で倒れてしまった場合に果たして打っていいのかどうかということがあるのですが、一応緊急避難的には、そういった講習を受けた教員の方々が手を添えて打つことについては医療行為上問題ないだろうということがあったので、その辺はきちんと研修を受けていただこうと。当日は、エピペンを販売しています製薬会社がそのモデルを持ってきまして、実際にアナフィラキシーというのは、物を食べて数分後に最初は発疹がくるのです。その後で目がはれてくるとかという症状があつて、呼吸状態が荒くなってきたらエピペンを使ってくださいと。そのタイミングの指導とエピペンの実際の使い方ということで、当日参加された教員の方たちはそういった研修を受けてこられております。そういったことで、地域でもそういった取り組みをしておかないといけないということがありましたので、熱心な先生方にお集まりいただいて、2時からの会でしたけれども、5時ぐらいまで熱心な研修会が開かれました。

28日、委員長が発表されましたように、私も中野特別支援学級の全国発表会に、午後のほうだけでしたけれども、参加をさせていただきました。私は主に高等部の発表を見させていただきました。

ご承知のように、障害者自立支援法というのが成立しまして、今まで措置だったものから、今度は自己の選択ですか、自己決定ということが大切で、要するに、高等部を出たら、今度職につくということ、それから、生活の自立支援が大切だと思うのですが、そんな中で、どうしても特別支援にかかわるお子さんというのはいろいろなものの経験が乏しい。どうしても家の中で生活してしまうとか、保護者の方たちが非常に手厚くしてしまったがために経験が乏しいとか、そういったことがバックグラウンドにあるのかなと。たしか午前中の模擬授業では、喫茶店で注文をする、それで自分の飲みたいものを言うというようなことがロールプレイでやられていたかと思うのです。本当は当日5人の生徒さんが参加する予定が、当日体調が悪くて実際には3人になってしまったので、ちょっと授業が難しくなったということですが、そのような発表を聞かせていただきました。

これから、そういった自立支援といいますか、自己の選択ができて、自己の決定ができるというのは非常に大切なことなのだけれども、非常に難しいことかなと思いました。高等部の生活の自立のほうでは、最終的にはファミレスに行って注文できるようにしようという目標を掲げてやっているようでございますけれども、見ておきますと、なかなか大変なご苦労が多いのかなと思えます。実際には字も書けないようなお子さんもいらっしゃるわけですが、喫茶店の模擬でも、「私はオレンジジュースが飲みたい」とか、自分の飲みたいものをカードで示して、店員さんはそれを受け取るというような作業をしていたわけですけれども、そういった中で、学校の中で現場を取り組んでいく、並々ならぬ努力があるのだらうなというふうに思いました。特別支援は非常に難しいなということが感想でございます。

私からは以上でございます。



飛鳥馬委員

私は、23日、先週の金曜日ですが、定例会が終わって午後、ZEROで小学校の北部15校が作品展をやっています、それを見に行ってきました。感じたことは、最近ずっとそうだと思うのですが、図画工作という昔のあれだと思うのですが、いろいろな素材を使ってやっているというのに改めて気がつきました。ビニールであるとか、発泡スチロールであるとか、アルミ缶であるとか、いろいろな素材ですね。昔の私たちのころに比べれば、非常に抽象的といいますか、写実的でないというか、子どもの発想が至るところに生かされるような作品が多いなというふうなことを感じました。

一番感激したのは、ビールのアルミ缶を縦にぺたっとつぶしまして、真ん中に底の部分が見えるのですけれども、枠の部分を5ミリぐらいの細い幅に切って、花のようにきゅっきゅっと曲げて着色してある。あんなすてきなものができるのだなと。私はビールを飲みませんが、すごいなと、見て感激してきました。

ついででしたので、今度あそこのZEROに国際交流協会が移られたので、初めて伺ってあいさつしてきました。「どうですか」と聞いたら、「今までの商工会館はほかの団体と一緒にフロアだったので気にしましたが、今度気にしないで済みます」ということで、事務の方にとっては大変いいのかなという気がしました。場所的に、たくさん集まると、まだ狭いとか、ちょっとあいていないということがあって、商工会館を借りるということもあるようですけれども、明るくて場所的にいいのかなというような気もしました。

あと、夜は小P連の新年会。若いお母さん方がたくさん参加していましたけれども、委員長と同じように、PTAの皆さんに支えられて学校があるのだなということを実感してまいりました。

以上です。

教育長

1月23日ですけれども、区議会が開かれまして、補正予算が審議され、可決いたしました。今回の補正予算ですけれども、緊急経済雇用対策ということでまとめた予算でございます。総額で1億6,500万円余り。内容ですけれども、緊急経済対策の融資関係が2,700万円ほど、それから、母子生活支援施設と言いまして、これは母子寮なのですけれども、この整備費の前払い分を少し早目に支払うというような対策ということで1億円。それから、区立図書館が8館ありますけれども、防犯カメラがないところもあるし、あっても古いということで、整備するということで、これが2,700万円。それから、各小・中学校の窓ガラスが財政上の問題もありまして、数年、清掃しておりませんので、全校の窓ガラス清掃が600万円。ほかに、介護保険の関係で事業者支援でありますとか、商店街振興の関係での支援などを含めまして先ほどの金額ということになっております。それから、繰越明許と言いまして、来年度にわたって使うお金の議決とか、債務負担行為と言いまして、ことしは契約だけして予算は来年というようなものもございます。例えば債務負担行為で

は、公園灯とか街路灯を省エネルギーのものにかえるというようなものも含まれて、そういうものがまた3億6,000万円ほどございますので、そういうものも合わせますと6億円ほどになります。そんなような総額での補正予算ということでございました。

それから、1月23日は、私も小P連の新年会に出席させていただきました。また、その同じ日に、中野区福祉団体連合会というのがあるのですけれども、そちらのほうの新年会にも出席させていただいております。

新年会が多くて、次の日の24日は中野区舞踊連盟新年会、27日が茶華道連盟新年会、28日が野方母の会新年会と出ております。

それから、1月28日ですけれども、私も中野特別支援学校の全国発表会に出席させていただいております。私は午後から行きましたけれども、小学分科会に参加させていただきました。小学分科会の発表ですけれども、これはNPO法人教育臨床研究機構の先生が指導されていたということで、その方が中心に発表されました。どういうものかという、全員の子どもの分、いわゆる授業ノートというのをつけて、その授業ノートを毎週1回、みんなでミーティングの中で点検して、6回ぐらい直したそうですけれども、直しつつ、さらにそれに沿って授業を進めて、その成果がどうであったかということはずっとやってきましたと。その授業ノートについても、初めは大ざっぱに書いてあるのだけれども、手順とか、やり方とか、物の使い方とか、どんどん細かいことを書いていって、だんだんよくなってきて、今の授業ノートはそうそういう面では大分いいものになってきたと。こういったことをやることによってPDCAのサイクルがきちんとできて、授業の改善につながったというような発表でございました。

それから、全体会の中では、先ほどおっしゃられましたが、筑波大の教授の講演というような形でお話がありました。基本的に先生がおっしゃるのは、先ほどお話しございましたけれども、特別支援の場合はいろいろ手をかけてしまう。特に手がかかるのですぐ手を出してやってあげたい。例えば作業などをする場合でも、生徒がつくるというよりも先生がつくってしまうみたいな、そんなことがあるのだけれども、なるべくそういうことをしないで、とにかくやるような方向でいく。それから、子どもが何かあったらすぐ声をかけるのではなくて、子ども同士で学ばせるというのですか、共同の学びという場をつくっていくということが必要なのだみたいな話がありまして、我々も特別支援をやっておりますので、非常に参考になるお話だなと思った次第であります。

私からは以上です。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言がありますでしょうか。

大島委員

山田委員の発表の中で、食物アレルギー等についての研修会に出席されたということが

あって、エピペン注射の研修もあったというお話なのですけれども、今、中野の区立の学校では、実際、先生方はそういう対応とかをされているとか、あるいはそういう研修をしているとか、その辺の状況はどうなのでしょう。

学校教育担当課長

現在、アナフィラキシーでエピペンが必要だというふうに処方されている児童・生徒さんは中野ではおりません。山田委員がおっしゃったように、東京都からもそういう管理表をつくったりとか、そういったような研修を進めるということで、これから研修ということでございます。

山田委員

私の記憶では、エピペンという注射が世に出てもう5年ぐらいたつのですけれども、その研修を受けたドクターでないと処方できないというような薬なのです。今、学校教育担当課長のほうからお話がありましたけれども、まだ学校にエピペンを持ってきているというお子さんはいないということでございますけれども、中野区のドクターの中でエピペンを処方しているドクターはいらっしゃいます。それから、このときにお話をされた神奈川のほうの先生のお話では、神奈川県の中では、小学校、中学校を含めて、お子さんたちに処方されている件数としては200件ぐらにあるのだそうです。学校のほうに持っているお子さんももう二十数名いらっしゃるということで、それを児童・生徒さんの自己責任にするのかということ。もし「学校で預かって」と言われたときにどうするのかとか、いろいろな問題もこれからあるのかなと思いますけれども、基本的には自分で持ってきて自分で使うということにはなるかなと思います。

今後、例えば問題になるのは校外学習でハチに刺されたときのアナフィラキシー、世界的にはそれが一番死を招いているわけですね。スズメバチで亡くなったと毎年夏に報道されるではないですか。そういったことで、最初は林野業のほうからこの注射が普及してきて、アメリカなどではそれがかなり使われているという話です。ですから、今後そういったことも考えなければいけないということにはなると思いますけれども、学校の日常生活の中で一番の問題は食物のアレルギーが起きたときということ。でも、今、多くの小・中学校、もしくは幼稚園、保育園でも、アレルギーについてはドクターの指示のもとで除去食なり代替食をしているという現状がありますので、この辺の情報がきちんと徹底されて、できれば学校の中で情報が共有されるということが大切であるという認識を私は持っております。

高木委員長

妻や子どもと話していると、「〇〇ちゃんアレルギーだからピーナッツが食べられない」とかという話は結構聞きますので。今、中野区の区立に在籍しているお子さんが、小学校で大体9,000人ちょっと、中学校で3,400人ぐらいますから、可能性としてはいるわけで、今後そういった形で、学校のほうにそういう相談をしていいのかというところで保

護者の方はまだおわかりにならない場合がありますから、教育委員会としても、そういったものについてはきちっと周知をしていく必要があるかなと思います。

先ほどの大島委員の耐震化の問題でございますが、6月21日の朝日新聞の朝刊で、「中野区最下位」というのが大きく出まして、「中野区59%、23区で最低、年度に計画」と。区長さんもそのときすぐ会見をしまして、最高の速度で現在改修を進めており、11年度までにはすべて改修する見込みだということで発表しております。一応、今年度末で7割ぐらいまでにはいく予定でございます。教育委員も、中野区の場合は区長さんと年間2回定期的に会合というか意見交換をしております、その中で我々としても、中野区がこういった不名誉な形で出てしまったのは非常にまずいですし、もちろん、名誉、不名誉だけではなくて、実際にお子さんたちの安全の問題、あるいは震災等があった場合は、基本的には区立の小・中学校というのは避難場所になるわけですから、優先して整備していただきたいということでお話ししてあるところでございます。

教育長

耐震補強については、中野区は確かに確保しておりますけれども、今年中に15の体育館、これはC、Dランクの体育館ですけれども、耐震補強を行いますので、中野区において、基本的にはすべて、C、Dというのですか、耐震の性能がないという危ない施設はなくなります。ただ、いわゆる統合再編にかかります学校について、先ほどお話がございました中央中については、これは中央中の場所に新たに改築した新校舎を建てるということで、その中できちんとした体育館をつくってまいりますので、そういうことに対応していくことでもあります。例えば、統合して、その後の使い方がはっきりしないような部分とか、先ほど言いました改築する分についての耐震についてはその後行いますけれども、基本的にはすべて耐震は済むと。23年度までにはすべての学校施設について、Bランクも含めてすべてAランクに耐震補強する、そんなことで進めております。

高木委員長

それでは、ほかに質問がないようでしたならば、事務局報告に移りますが、よろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

高木委員長

本日の報告事項に関連しまして、子ども家庭部から、子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長・白土さんに出席を求めていますので、ご了承願います。

それでは、次の事務局報告と協議事項の(1)につきましては、関連する内容でございますので、事務局からの報告を受けて、引き続き協議事項の説明を受け、報告事項についての質問につきましても協議の中でお受けしたいと思います。

それでは、「区立幼稚園の土地・建物を利用した私立認定こども園の開設に向けた区の取り組みについて」、報告をお願いいたします。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

子ども家庭部の保育園・幼稚園担当課長の白土でございます。

「区立幼稚園の土地・建物を利用した私立認定こども園の開設に向けた区の取り組みについて」、ご報告をいたします。

平成22年4月から、区立やよい幼稚園、みずのとう幼稚園の土地・建物を利用いたしまして、私立認定こども園を開設する準備を今年度、来年度進めてまいります。

まず、1「平成22年度に開設する私立認定こども園の概要」でございますが、やよい幼稚園とみずのとう幼稚園では類型が異なります。そこでございますように、やよい幼稚園のほうにつきましては幼保連携型。これは並列型というふうに言っております。運営予定法人でございますが、学校法人常盤学園、町田市にございます法人でございます。それから、みずのとう幼稚園のほうは、幼稚園型、年齢区分型でございます。運営予定法人につきましては、学校法人八幡学園、中野区にございます法人でございます。

「平成20年度の主な取り組み内容」でございますけれども、まず、保護者と運営法人と区による三者協議会を実施してまいりました。学期に1回程度でございますが、年間3回から4回ということで予定しております。

(2)の「施設の第1期改修工事」でございます。これは、夏季休業期間を中心にいたしまして、防水塗装工事、冷暖房設置工事、トイレの改修工事等でございます。これは実施済みということでございます。

それから、(3)の「子育て支援事業の開始」でございますが、これは親子登園ということで、親子で幼稚園のほうに来ていただいて、専用の部屋で運営予定法人の職員が子育ての相談とか、遊びの指導とかということをやってまいりました。これは11月からやっております、全12回を予定しております。

(4)の「区立幼稚園条例の一部改正案提案予定」でございますが、これは第1回定例会のほうに改正条例案を提案したいというふうに考えてございます。

それから、3の「平成21年度の主な取り組み内容」でございます。(1)につきましては、引き続き三者協議会の実施をしていきたい。学期に1回程度予定してございます。

それから、「施設の第2期改修工事」ということで、これも夏季休業中を中心といたしまして、調理室等の設置をしていきたい。11月までとってございましてけれども、これにつきましては、内装等を中心に、あと工事の検査の期間ということで、11月まで予定してございます。

それから、(3)の「子育て支援事業の拡大実施」でございますが、親子登園については通年で実施したい。それから、10月以降につきましては施設型の一時保育を行ってほしいというふうに考えてございます。一時保育につきましては専用室で実施いたしますので、区立幼稚園の運営に支障のないように注意してやってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、(4)の「私立認定こども園の幼稚園部分への転園希望調査」ということ。これは、11月1日が私立幼稚園の募集の時期でございますので、それに先立ちまして、現在区立幼稚園に通っておられるお子さんにつきまして、転園の希望があるかどうかということで調査を実施したいというふうに考えてございます。

それから、「区と運営法人との引継ぎ」でございますが、これは平成22年1月から3月ということで行っていきたいと思います。既にいろいろな行事等につきましては、運営法人の職員が状況を把握するとか、教えていただくということで見に来ておるわけですが、この1月から3月について集中的に行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

高木委員長

続きまして、協議事項の(1)「中野区立幼稚園条例の一部改正について」、説明をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、私のほうから、中野区立幼稚園条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。ただいま保育園・幼稚園担当課長のほうから説明がありましたとおり、やよい及びみずのとうの両幼稚園の土地・建物を利用いたしまして、今後、認定こども園の開設に向けた取り組みが進むわけでございますが、その円滑な開設に向けまして幼稚園条例の一部を改正しておきたいということで、今年度の区議会第1回定例会が2月中旬から3月下旬に予定されてございますが、その中でこの一部改正条例案を提案したいと考えてございます。

その改正内容でございますが、資料にございますとおり、区立幼稚園条例の第1条のみずのとう幼稚園及びやよい幼稚園の項を削るということでございます。

この改正理由につきましては、ただいまご説明申し上げたとおり、認定こども園の開設に向けて円滑な移行を進めるためというものでございます。

裏面のほうに新旧対照表を載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。

この幼稚園条例は、四角の中にごございますとおり、右が現行、左が改正案ということでございますが、その第1条に、中野区が設置いたします幼稚園、現在4園定めてございますが、そのうちの「みずのとう幼稚園」及び「やよい幼稚園」につきまして、左の改正案のとおり、この部分を削除するというものでございます。

なお、この改正案につきましては、来年、平成22年4月1日から施行するというので、認定こども園の開設がこの同日でございますので、前日をもって現在のみずのとう及びやよい両幼稚園についての廃園を行う、そういうような内容でございます。

以上でございます。

高木委員長

それでは、報告事項に関する質問も含めて、ご質問、ご発言がありましたら、お願いい

たします。

山田委員

3点ほどお尋ねしたいのですけれども。

1点目は、今の区立やよい幼稚園並びにみずのとう幼稚園の土地・建物を利用するということは、今予定されている法人のほうに貸し出すわけですけれども、これの期限についてはどのように設定されているのかが1点目です。

あと、おのおの幼稚園が幼保連携型と幼稚園型と。これのもうちょっと詳しい説明をいただければありがたいと思います。

3点目は、今後、転園の希望を調査されるということでございますけれども、現在の幼稚園での授業料から、今度は保育一体型ということで、保育園との兼ね合いもありますので、その料金設定のこともちょっと教えていただければありがたいと思います。

この3点をお願いしたいと思います。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

まず、貸し付けの期間でございますけれども、これは20年を予定してございます。みずのとうとやよいにつきましては、今の施設の状況は、やよいのほう地域センターとの複合施設になってございますので、若干違った点があるわけですけれども、貸し付けの期間としては20年ということでございます。

それから、幼保連携型、これには年齢区分型と並列型がございます。まず、現在、やよい幼稚園で予定しております並列型でございますけれども、これは単純に言ってしまうと、保育園と幼稚園が並列しているという形でございます。年齢区分型については、通常3歳以上が幼稚園児でございますので、3歳以上は全部幼稚園児という形になります。そういった違いがあるということでございます。単純に言うるとそういう形でございますけれども、やよい幼稚園の後で予定しておりますのは、定員からいいますと、保育園部分が99名でございます、幼稚園部分が45名ということでございます。

それから、保育料の点でございます。これは、現在、予定でございますけれども、幼稚園部分については私立幼稚園の平均的な額でございます。月額当たりになりますと2万円弱という形になりまして、区立幼稚園のほうは1万1,650円。これは22年度でございますけれども、そのくらいの負担の違いがあります。ただ、就園奨励費等の適用がございますので、所得に応じてということでございますが、これでかなり軽減されるというふうに考えられますので、それほどの負担増にはならないというふうに考えております。所得に応じてでございますので、それぞれの世帯によって負担額は変わってくるわけでございますけれども、この適用を受ければ、急激な負担増ということにはならないというふうに考えてございます。

山田委員

ありがとうございました。最後の点なのでございますけれども、例えば幼稚園としての費用があっ

て、保育料というのはまた別に設定されるのですか。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

保育料のほかに教材費だとか、それから、原則として給食を出しますので給食費、これがかかるといってございまして。それらの費用を含めた形での負担がその程度というふうに考えてございましてけれども、その就園奨励費を適用すれば急激な負担増にはならないというふうに考えてございまして。

高木委員長

保育料の件は、保護者の方にとっては非常に切実な問題でございまして、できれば次のときに、これがこういうふうになって、こういう金額で、この程度になりますよというのを具体的にお示しいただきたいと思っております。教育委員会としては、今いる園児の保護者の方が安心して移行して、移行したことによってよくなったということを前提にして、認定こども園の移行というのを推進というか、やっているわけですから、そこら辺がきちっと数字で確認できないと、教育委員会として区民の方に責任が果たせませんので、具体的な金額をお示しできるようにお願いしたい。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

はい。ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

認定こども園の場合には、やよいのほうについては認可保育園になりますので、区の普通の私立保育園、区立保育園の保育料と同じという設定でございまして、これについては幼稚園の部分とは違う設定になってございまして。それから、みずのとうにつきましては、併設するのが認可外の保育所、これが低年齢のお子さんの施設ということになります。これについては、認可外の保育施設の保育料と均衡をとった形での保育料の設定があるわけでございます。

それから、幼稚園のお子さんについて延長保育を希望する場合に、その延長保育料というのをいただくこととなります。通常の保育時間は午後2時までということでございますが、それを超えて、「預かり保育」というふうに言っておりますが、それをご希望される方につきましては延長保育料がかかるということ。先ほど委員長のほうからご指摘のありました保育料の負担に対する説明ということで、保護者説明会でそのシミュレーションを。幾ら幾らというふうに出せない部分、就園奨励費の部分でございましてけれども、これについて、所得に応じてこのくらいの負担になりますよと。おおむねの所得を当てはめた場合に、それぞれの世帯でどの程度の負担になるかというシミュレーションができる資料をお配りして説明をしております。

いろいろご質問があるのは、教材費の部分ですとか、制服だとか制帽、保育料以外のご負担の部分、これについて今ご質問を受けたり、お答えをしたりと。昨日も、みずのとう幼稚園のほうで三者協議会を行いました。そこでご質問があるのはやはりそういった点でございまして、転換されるお子さんというか、入園した当時に区立幼稚園だった方のご家



庭につきましては、例えば制服であるとか、そういうものについては、現在お使いのものを使えるというような形で、転換に伴う配慮をしてみたいという事業者、法人のほうの考えも示されました。そのほか、現在区立幼稚園でやっている保育の内容とどこがどう違うのか、そういったご質問がございました。それにつきまして、回答できるものはその場で回答し、時間の関係で質問だけ受け付けて次回にお示しするというようなものもございますので、それについては来年度以降また三者協議会の中でお答えしてご理解を賜っていきたいというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員

最後の話にありました保育、教育の内容についてでしょうか、これは保護者等の意見を聞くということは非常に大事だと思うのですが、どんなふう to 実現されるか、非常に難しいところがあるのかなと思います。恐らく業者さんは、張り切って、自分たちの会社の方針があって、こうやりたいという方針があるかもしれません。それに対して保護者、親御さんのほうは、こういう保育をしてほしいのだ、こういう教育をしてほしいのだという、そここのところが。開設・開園と募集するときの説明との時間がありませんので、その辺をどうしていくかという問題が一つあると思うのです。私の要望としては、まだ入園される保護者は決まっていないわけですが、されそうな人から、今お話のあった説明会等で十分要望を聞いて、親御さんのそういう希望が実現できるような内容にしていきたいというのが1点。

もう1点は、とはいっても、新しく子どもに転園とか、名称も変わりますし、幼保型とかあるわけですから、少子化の時代にふさわしいといえますか、未来を見通したといえますか、そういう先進的な保育園、幼稚園というか、そういうものもぜひ目指してほしいということがあります。

私の身の回りにある幼稚園、保育園を見ますと、本当に地方の幼稚園、保育園でも、やはり特色を出したいということで、幼稚園にネイティブの先生が来ているとか、運動会が近づくと、男の先生が来て体育の指導をして運動会を迎えているとか。あるいは、うちのすぐそばでは、施設は別なのですが、幼稚園と保育園と両方つながってあるものですから、土・日はサッカークラブですね。延長ももちろんやっています。そういう多様なことをやっている。それが親御さんの希望なのか、あるいは業者の希望なのかということが非常に難しいところですね。その辺のところを十分すり合わせして、ちょっと難しいことですが、親御さんの意見を聞きながら、なおかつ未来志向型のものをつくっていただければありがたいなというふうに思っています。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

まさに委員ご指摘のように、その点が三者協議会の話し合いの中心テーマになってございます。現在、区立幼稚園の保護者の方、区立幼稚園の幼児教育で非常に大事にしてきたところがあると。それについては、こども園になっても、いいところはできるだけ引き継

いでほしいというようなご要望がございます。一方、私立でございますので、学校法人ということで、独自の教育、理念がございます。どちらの法人も、現在、幼稚園とか保育園、それから認定こども園をやっている法人もございますけれども、大切にして、信念を持って幼児教育をしているというようなことがございまして、両方のすり合わせと申しましうか、大切にしてきたものは引き続き大切にしつつも、やはり新しい独自の教育理念に基づく取り組みもしていきたいということで、このすり合わせを現在三者協議会で行っているということでございまして、これは現に運営しているところに行き、保護者の方に見ていただいたりもしております。そういった中で、これについてはどう考えるのかと。

例えばきのうの例でございますと、登園のときに、籐でできたバスケットを持ってきてもらいたいと。これを使っていきたいという考えがございまして、これはなぜなのだと。例えば、職人の手による自然のものを持たせることによって、そういったことに思いたすという、そういった教育的な配慮に基づいてやっているもので、その格好だけでやっているものではないのですよというようなこと。あるいは、給食の点についても、お弁当を持たせたいという保護者の方。法人のほうは、給食を出す。それも教育的な意味合いで、食育、同じ釜の飯を食べるというような教育理念に基づいてずっと60年ぐらいやっているというようなこともございまして、そういった法人として大切にしているものといったことがあります。ただ、それは事業者がやりたいからということではなくて、十分にご理解を得ながら、そういった話し合いを重ねながら、スムーズな移行といいますか転換をしていきたいということで、区のほうも、できるだけそういう保護者の方のご意見は吸い上げながら、また、法人のほうとも協議をしながら、三者協議会等で十分話し合っご理解を得ていきたいというふうに思っております。

大島委員

ちょっと話が戻ってしまうのかもしれないのですが、イメージがいま一つわからないのでちょっとご説明をお願いしたいのです。

幼保連携型、並列型というのと、幼稚園型、年齢区分型というので、実際には保育園と幼稚園というものがどういうふうに運営されるのか、イメージ的なことのご説明をお願いしたいと思います。

高木委員長

では、その質問にちょっと加えて。

私のイメージだと、両方とも幼稚園ベースの学校法人ということで、幼稚園型で設立するというふうに考えていたのですね。今まで教育委員会のほうでご報告いただいた中でまだ決まっていないということで、きょう、常盤学園さんですか、幼保連携型ということで、別にだめということではない、ちょっと驚いたというか、予想に反したなというイメージを持ったのですが、これは学校法人さんですね。幼保連携型の場合、基本的には認可幼稚園と認可保育所が連携しているということですので、この学校法人さんは保育所という

のがないので、例えば常盤学園さんのほうで別途社会福祉法人をつかって保育所をつくるのか、それとも既にグループ会社というとおかしいですけども、認可の社会福祉法人を持って行って、そこの部分がやるのか。その場合に、運営予定法人が常盤学園という形態になるのですか。そこら辺のご説明。それは大島委員のご質問にリンクしている形なのですが。

あともう1点、セットで。認定こども園の認可を受けた施設の場合は、保育所であっても、利用者と施設者の直接契約になると思うのですが、その場合に、ほかの区内の保育所さんとどういふふうに。結局、幼保連携型の常盤学園さんが直接申し込めてしまうわけですね。そことほかの保育所とどういふふうに差別化というか、不公平がないようにしていくのかとか、そういった場合、どうやって区としてコントロールしていくのかもあわせてご説明いただきたいと思います。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

説明がちょっと足りなくて申しわけございませんでした。このやよいのほうにつきましては、幼稚園部分については、既に学校法人でございますので、学校法人常盤学園、それから、保育園部分については社会福祉法人貴静会ということで、現在、町田でやっております子どもの森保育園については社会福祉法人が運営しております。ですので、学校法人と社会福祉法人、それぞれ認可保育園と認可幼稚園の認可をとるという形で、事業者としては一つでございますけれども、並立する形になります。

高木委員長

学校法人と社会福祉法人は別ですので一緒にはできないですね。経営の実態としては一緒でしょうけれども。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

失礼しました。大変申しわけございません。認可保育園と認可幼稚園があるわけですけども、運営としては、学校法人が運営いたします。訂正させていただきたいと思います。

高木委員長

その場合に、幼保連携型と言うのですか。幼保連携型で並列型の場合に、保育園部分は学校法人は直接タッチできないので、それをどうやっていくのですか。私の知り合いの幼稚園の園長さんは、別に社会福祉法人を設置して、今度、千葉のほうで認定こども園を運営していくような形と聞いていますけれども。

教育経営担当課長

今回新たにスタートいたします認定こども園につきましては、学校法人が保育所経営ができるということになってございますので、今回、この学校法人がそれぞれ独立に幼稚園としての認可、保育所としての認可を取得の上、幼保連携型のこども園ということで運営を図るということをご予定してございます。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

それから、認可保育所のほうの運営でございますけれども、認定こども園の場合には、直接契約ができるわけでございますが、法人のほうの意向といたしまして、区内の私立保育園と同じく、中野区に申請をしていただいて、中野区が入所等について選考する。通常の私立保育園と同じ手続で、保育料についても準拠して徴収するということになってございます。

高木委員長

大島委員、質問をとってしまって申しわけなかったですが、今のでよろしいですか。

大島委員

実際の保育とか、幼稚園の子どもさんが来ての活動とかで、保育園部分と幼稚園部分というのはどんなふうになるのだろうか。全く別なのかとか、一緒なのかとか、その辺の活動のイメージなのですが。

教育経営担当課長

では、私のほうからやよいの例とみずのとうの例ということでちょっとお話ししたいと思います。

やよいの場合につきましては、これは幼保連携ということで、保育園と幼稚園がともに存在します。それで、まず、保育園の部分ですけれども、ここはゼロ歳児から受け入れてございますので、例えばゼロ歳児のお子さんを保育園に入れますと、基本的にはそのまま保育園児ということで5歳児までいって卒園する。それから、幼稚園のお子さんにつきましては、3歳児、4歳児、5歳児ということで入園いたしますので、例えば3歳児のときに幼稚園児として入園して、特に途中で変わらなければそのまま5歳児のところまで幼稚園児として卒園する。要するに、幼稚園と保育園が並列になっているわけです。

その一方で、みずのとうの場合は、年齢区分型ということでございまして、こちらは幼稚園タイプでございますけれども、あわせて認可外の保育施設ということで、ここはゼロ歳児がないのですけれども、例えば1歳のときに入園いたしますと、そこでは言ってみれば保育園児というような形になるわけです。ですから、1歳児から入った場合は、言ってみれば保育園児のような形なのですが、途中3歳児から本来の幼稚園児ということで、したがって5歳児の卒園するときには幼稚園児ということで、3歳児、4歳児、5歳児は通常の幼稚園の教育を受ける、そんな形になります。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

ちょっと補足させていただきたいのですが、幼稚園児がいる時間帯につきましては、やよいにつきましても、保育園児の場合も同じ幼稚園教育を受けるとというのが基本でございます。認定こども園が幼稚園も保育園も基本的に同じ幼児教育をとる趣旨でございますので、その時間帯については同じ教育を受けて、その後、幼稚園児が帰った後は保育所機能でございますので、時間までお預かりして保育園児として生活しているというような形になります。

大人の場合は、いろいろややこしい形なのですが、実際のお子さんは、早く帰る子と、残って5時ぐらいまでいる子というふうにして、割り切りがかなり早いというふうに聞いております。「〇〇ちゃんは遅くまで残るんだよね」「〇〇ちゃんは帰るんだよね」というようなことで、子どもたちとしては混乱がないというふうに法人のほうから聞いております。

山田委員

この時間が幼稚園児、この時間が保育園児ということのすみ分けということではなくて、そのお子さんというか、保護者のニーズに応じて、午前中の時間帯は幼稚園のお子さんでお預かりするけれども、午後にはお帰りになる方もいると。実際には、それが午後までいて保育園という機能でという方もいらっしゃる。一方では、一時保育もやるというような事業形態だと思うのです。ですから、先ほど僕が質問したのは、幼稚園機能のところで発生する対価と、保育園のところで発生する対価がプラスされてくるのではないかなと思うのです。その辺がちょっとわからなかったのです。お子さんに応じて、保護者のニーズに応じて、「私は月曜日は午前中でいいですけど、火曜日は5時までいてください」ということとか、いろいろなケースが出てくる。それに対応するのがこの認定こども園。お母様方の就労のニーズに応じたものを社会全体としてやっという大きな目的が認定こども園。それが、保育園型だろうが、幼稚園型だろうが、お母様のニーズとしては、私が働いている時間を預かっていただきたい、できれば、さらに幼稚園の教育もしていただきたいという大きなねらいのもとでやっているのだと思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

はい。基本的にそういうことでございます。午前中につきましては、並列型の場合でも幼稚園教育をやるということで、実際に保育所的な機能では、私立幼稚園も預かり保育を現在実施していますけれども、夏季休業中について預かるかどうかというところが一番大きな違いでございまして、その部分も預かった上で幼児教育を一緒に実施する。それについては、やよいの例ですと、幼稚園教諭が実施いたしまして、保育士については補助につくというような形で考えたいというふうに説明しております。当然、保育園の部分では、朝早くお預けになる方、それから延長してお預けになる方がいますので、そういった点では、幼稚園教諭と保育士のローテーションでカバーしていくということにしたいという考えでございます。

山田委員

今のお話の中で、職員の身分的な問題。最近の話では、教育課程の中でも免許取得については幼稚園教諭、保育士両方が取得できるような制度に変わってきていると思うのですけれども、認定こども園については、今の段階では幼稚園の教諭を必ず配置するというような法的な縛りといえますか、そういった規制はあるのですか。その辺をお教えいただけ

ればと思います。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

幼稚園の部分がございまして、当然、そこについては幼稚園教諭を配置するということになります。

飛鳥馬委員

先生方、あるいは保育士さんのことを考えると、ちょっと難しいことが実際にはあるのかなという気がするのです。保育士さんで採用された方は保育だけをやっていればいいのか。あるいは、午後になって、幼稚園の子が残った場合、保育士さんはかかわるのか、かかわらないのか。かかるとすれば、幼稚園でありながら、保育園の先生にも教わらないといけない。あるいは、今、「ローテーション」という言葉がありましたけれども、幼稚園の先生が居残り保育みたいにローテーションで残ったときには、保育園の子どもたちも教えてもらうのかもかわらないのか。業者の運営の仕方、あるいは先生方の免許の関係でちょっと複雑なことがあるのかなと思うのです。両方免許を持っている方ばかり雇えないのかなと思うのですけれども、今はそういうことがあるのか。免許のことが詳しくわからないので、その辺のところはどうなっているのでしょうか。教育特区ではないけれども、何か特別に認められるのかどうか。こども認定を国は認めているわけですから、当然そういう問題はあります。そういうことをやっている区がもうあるわけですね。他の区などはやっていますので、そこは具体的にどうなるのか。

高木委員長

免許に関しては、幼稚園教諭養成の短期大学では、保育のほうも取れるところが多いですね。大体ダブルで取れます。それが売り物になっているところが多いので、多分、現状ですと、6、7割ぐらいいは両方持っているのではないですか。ただ、実際に両方の経験があるかということ、ちょっと微妙ですけれども。

指導室長

区立で持っている認定こども園のような園については、採用自体が違うので、幼稚園の部分を作る人間についてはそこだけというふうにはしているようでございます。もちろん、幼稚園教諭の免許を持って。両方持っていたとしてもです。ですので、なおさら難しい問題が園経営には出てきているというふうには聞いています。区立の場合です。今回の場合は、学校法人立になりますので、ちょっとそこはあれだと思います。現に私どもの区立の幼稚園の教員で保育士の免許を持っている者の率はもっと高うございます。9割程度持っているという状況でございます。

飛鳥馬委員

私が経営したらどうなるか……。要するに、幼保連携型というと、同じ先生とってしまっているのでしょうか。幼稚園の先生と保育園の先生と分けなくて考えて。今の説明だ

と、分ける必要はなくなってしまう。子どもたちは、幼稚園の先生、保育園の先生ではなくて、同じ施設の先生に習う、そういうふうに解釈していいのかどうかというのがちょっとわからないということなのです。

子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長

先ほどの説明を補足させていただきたいと思います。

短時間利用されるお子さんと長時間利用されるお子さんについては、あらかじめそれぞれ定員の枠がございまして、それぞれのご希望に応じて選んでいただくということがございます。きょうはちょっと預かってほしいというような場合については、預かり保育で対応していくということでございます。基本的には、それぞれ短時間、長時間ということで、幼稚園教諭、保育士を配置しなければならないということになってございます。

高木委員長

認定こども園につきましては、国の基準がかなり粗々の基準で、都道府県も余り細かい基準を出していないので、非常に難しい部分があるというのは私どもも理解はしているのです。ただ、中野区としては、今後、二つの園を先行事例として、私立の幼稚園さんにも保護者の方の多様な就業をサポートするために進めていきたいということでございますので、一つには、今、二つの園に在籍している保護者の方を対象に、きちっとした説明をやっていただいているとは思いますが、よりやっていただくということと、今後、中野区としてはどういう形で認定こども園を整備していくのかというのを、もうちょっと整理して、ここで総括しておかないと、区民の方の理解はなかなか得られないと思うので、またお呼びしますので、ご説明に来ていただきたいと思います。

それでは、本件につきましては、区議会第1回定例会に議案として提案する日程もございますので、来週2月6日、定例会を開会して、桃園第二小学校を訪問する予定ですが、学校を訪問する前に改めて議案として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、来週2月6日は午前10時から定例会の会議を開き、議決案件の審議をした後、桃園第二小学校を訪問したいと思います。

事務局は、来週議案として審議いたしますので、そのための準備を進めていただくようお願いいたします。

それでは、保育園・幼稚園担当課長は別の会議の予定があるので、退席されて結構でございます。

(子ども家庭部保育園・幼稚園担当課長退席)

高木委員長

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

報告事項がないようなので、それでは協議事項(2)「今後の学校評価の考え方について」、

協議を進めます。

それでは、説明をお願いいたします。

指導室長

「今後の学校評価の考え方について」ということでご協議をお願いしたいと思います。

本日提案してあります案につきましては、本区の幼稚園・小学校・中学校の校・園長、副校・園長他8名で構成されております外部評価委員会での案を、校長会、園長会等で意見を受けましてつくったものとして提案させていただいております。現在、学校評価におきます現状、そして課題、それから今後のあり方ということでまとめさせていただいております。

1 ページのところでございますが、ご承知のように、国によりまして学校教育法の一部と同法の施行規則が改正されたことによりまして、学校評価結果の公表、それから設置者への報告についての規定が設けられました。また、平成20年1月には、文部科学省が学校評価のガイドラインを改定いたしまして、自己評価を行う上で、学校関係者による評価を活用するということが明示されました。そのようなことから、今後の学校評価、現在行われております、それぞれがやっております学校評価の課題を洗い出しまして、新しい方向性に合った中野区としての学校評価のあり方の考え方をまとめたものでございます。

枠内に書いてありますことにつきましては、今まで学校の内部で行ってございました学校評価、いわゆる教職員が行ってございました自己評価と言われる部分と、学校評価につきましては、中野では、保護者と学校評議員の方にご協力をいただいて15年度から外部評価をしてきておりますが、さらに、それをあわせまして、児童・生徒による評価や第三者評価、学校の保護者や評議員ではないような第三者評価という部分が出されてきておりますので、その学校の内部評価と外部評価を有効に関係づけて効果的に行うような学校評価を実施する必要があるということが大きなことでございます。

現状については粗々お話をしてございますので、少し先へ進ませていただきまして、2 ページ目をおあげいただければというふうに思います。

先ほどお話ししました学校評価ガイドラインに即して、本区の学校評価制度の考え方を見直しますと、2のところの囲みの中にありますようなことが課題となるということがはっきりとしてまいりました。一つとしましては、各学校が行っております学校評価の過程をさらに明確にする必要があるだろうということでございます。

第1点としては、学校評価は自己評価を中心としますが、いわゆる学校関係者による評価の結果も加味した上で自己評価を実施する必要があるだろうと。この場合の学校関係者評価というのは、本区でいいます保護者とか学校評議員で評価していただいた結果も加味して、さらにそれで自己評価をする必要があるだろうということでございます。

②としましては、目標や具体的計画を示した上で、その達成に向けた取り組みの適切さ等について、学校関係者による評価を受けることが必要だろうと。現在もやっております



けれども、さらに、学校がどんなことに取り組むかという目標、計画をしっかりと示した上で、その達成に向けた取り組みの適切さを評価してもらう必要があるだろうと。

その2点から学校評価の過程を明確にする必要があるだろうということでございます。

大きな2点目としましては、保護者や地域の方等、学校関係者によって構成される学校関係者評価委員会を各学校に設置する必要があるだろうということでございます。これは、ガイドラインでこういうことが言われているということでございます。

3番目としましては、これまで行っておりました保護者と学校評議員を対象にした外部評価を、保護者等によるアンケートとして位置づける必要があるだろうと。それを活用して学校が自己評価をしていくという、その素材となるものとして位置づける必要があるということでございます。

4番目としましては、各学校は、先ほどのガイドラインに示されていますとおり、その自己評価結果と改善の方向性を教育委員会へ報告するという、そして、保護者や区民に広く公表する必要があるだろうと。

大きくはこの4点の課題が見えてまいりました。そして、今後、そういうことを受けまして、中野区における学校評価については、3以下に書かれているような部分で提案させていただくということでございます。2ページ、3ページは文書で書いてございますが、それをイメージ化したものが4ページの5にございます。それを見ていただければというふうに思います。

まず、学校評価は、各学校の主体的な自己評価を中心に実施する必要があるだろうということで、そのイメージ図で言いますと、左側に、学校の自己評価ということでその流れが書いてございます。学校は、年度初めに第1回目の学校関係者による評価委員会を開設する必要があるであろうと。それは、隣の縦系列の部分を見ていただければというふうに思います。教育目標や経営方針、指導の重点、達成目標等々、具体的な取り組みを学校が決定したものを、その学校関係者による評価委員会のほうに説明をいたしまして、この時点で意見をいただくということでございます。それを参考にある程度見直しをするかどうかを決定しまして実践に入っていくということになるかというふうに思います。

学校は、年間を通して授業公開ですとか学校行事等の実施の際には、もちろん保護者の方には来ていただくのですが、この学校関係者には参観をしていただきまして、その都度意見をいただいたりするということが行われる形になると思います。学校によっては、この間に、アンケートということで保護者の意見を行事のたびにいただいたり、生徒や児童の行事のたびに感想等々でその評価を得たりということを行っていくわけでございます。

そういうことが行われた後、イメージ図の左側の(3)のところにまいりますが、前期までの間で学校はそこまでの取り組みについて自己評価を行い、実施・分析をして、後期の見直し点があれば、ここで改めて見直しをしていく。それに際しましては、先ほどの学校関係者に前期までの状況を報告・説明をしまして、そこでまた意見・評価をいただいて、後

期の計画の見直しの必要があれば見直しをしていくということになります。

そして、年末あたりになると思いますが、ことしもお願いをしましたような保護者等による学校のアンケート、今、外部評価と言っております共通項目のようなものをお願いしまして、それをいただきまして、そのアンケート結果の集計・分析をするというのが年末から年始にかけてでございます。そして、2月、3月ぐらいになりますと、再度学校は自己評価を行うことになります。そこで、先ほどのアンケートを加味し、自己評価を行った後、3度目になりますが、それを学校関係者による評価委員会に報告・説明をして、意見・評価をいただく。それをあわせまして、最終的な年度末の自己評価を行い、次年度の計画を立てていくというような流れにしていきたいと。その最終的な学校評価の結果につきましては、教育委員会に報告していただくと同時に、「学校だより」等で公表していただくという流れに今後は変えていく必要があるだろうということでございます。

3ページのほうに戻っていただきます。今お話に出ておりました学校関係者による評価委員会のことについては、3ページの2のところ提案をさせていただいております。この学校関係者による評価委員会の委員は、原則として当分の間は学校評議員を充てたいと考えております。先ほどの説明のとおり、年3回程度は開催していただいて、それぞれの会期における役割を果たしていただくという形になろうかと思います。そして、この学校関係者による評価委員会の方は、学校公開や学校行事等のときにつぶさに教育活動を観察していただいて、評価をしていただいて、その結果をこれらの3回の機会、またはその都度ご報告していただくというような役割を担っていただく形になります。

そして、新たに加わります3のところでございますが、教育委員会が報告を受けるということに関しましては、教育委員会は、現在実施しております「外部評価」を「保護者等による学校アンケート」という形で名称を変更しまして、今後も継続していきたいというふうに思っております。共通項目は、教育委員会が設定いたしまして、集計して、把握して、教育委員会は独自に学校の教育行政にも活用させていただき、学校は保護者アンケートとして自己評価に活用してもらおうという形になります。そして、最後の結果については、自己評価の結果報告を含めてこちらに提出していただきまして、それを受けて、問題の解決に関して教育委員会としては個別の支援を行っていくというような流れにしたいというふうに考えております。

今年度以降の取り組みにつきましては、その3ページの4に記載してございますが、今年度、外部評価はもう既にさせていただいております。この外部評価については、学校評議員会のほうへ一度フィードバックをしてほしいというお話をしてございまして、そろそろ学校評議員会が開かれる学校はそうしていただいているようですが、今年度は、それと学校の自己評価について両方あわせて学校評議員へ提出し、意見をもらうようにしていただいているということでございます。来年度以降は、今お話ししました学校関係者による評価委員会を設置することと自己評価の実施ということ、そして、22年度以降は、さらに懸

案になります児童・生徒による評価、もう既に実施している学校がございますけれども、全校としてどういうふうに取り組んでいくかの検討と、第三者評価についての研究をしてまいりたいというふうに思っております。

5 ページ、6 ページは資料的に添付させていただいております。

雑駁ですが、以上でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

高木委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今のお話の中でちょっと確認したいのですけれども、学校評価委員会というのを今度設置するという案なのですけれども、この評価委員会による評価というのは、自己評価の中に入るのか、そうではなくて外部評価ということ。2 ページの説明の中で、「自己評価を中心とするが、学校関係者評価結果も加味して」とかというのがあって、そこに学校評議員というのが出てきたと思うのです。今回、当面、学校評議員の方に委員会の委員をやっていただくというような話があったのですが、評価委員会を設けるということは、評価委員会の評価は外部評価に当たることになるのでしょうか。

指導室長

済みません。随分飛ばしてしまいましたので。5 ページの下のところをご覧ください。学校の内部評価ということでは自己評価ということですが、今お話の部分におきますことは、その下に書いてあります外部評価として位置づけてございます。外部評価は、学校関係者による評価、第三者による評価、それから、まだ当分実施しませんが、児童・生徒による評価を外部評価として位置づけるということでございます。

高木委員長

それでは私から。先日、校長会の研究でも、学校評価のプロジェクトチームで報告がありまして、なかなか難しいとか。「難しい」で片づけてはいけないのだけれども、どういうふうに評価していくのか基準がつかみにくいかということもあって、そういうのも踏まえていろいろ検討していただいたと思うのです。

私も教育委員になる前に学校評議員を10 カ月やっていたのですが、「評価してください」と用紙を渡されたのですけれども、母校、近くの中学校だったので学校公開とか行ったのですが、なかなか判断できないところが多いのですね。大学や短期大学で学校評価をやる場合は、自己点検評価報告書——私、短期大学基準協会の評価委員もやっていますが、特に短期大学の場合は100 ページぐらいの冊子をつくって、それをもとに外部の評価委員に評価してもらう形をとっています。同じことをやれというのではなくて、例えば区立の場合は、たしか年度当初に教育計画というのですか、それを届け出ていると思うのです。それをそのまま学校評議員や評価委員の方に見せてしまっているのか、ちょっとわかりませんが、それをぱっと渡せば、報告ではないのですが、計画で、区立の場合、ほぼそれに沿っ

てやりますから、そういったもの、あるいはそれをそのまま出すと個人的なところも入っていてまずいのであれば、その簡略版のような冊子を配付して、学校の教育方針ですか、こういうことをやっているとか、評価する方にもうちょっと説明する機会を。努力はしていただいていると思うのですが、やはり文書で渡すと、そういうのがスムーズに行くのかなと思うので、そこら辺ちょっとご検討いただきたいというのが1点。

あと、学校評議員の場合、どうしてもPTAの方や地域の方が中心で、だからだめということではないのですが、ほかの学校を評価するというのは非常に難しい部分がありまして、余り言いにくいところなどもあると思うのです。もともと学校評議員の中には学識経験者がいるという前提でやっていますので、小学校・中学校では違うのですけれども、できれば大学や短期大学で学校評価を経験した教員などが入っていると、その方にうまくリードしていただけるのかなと。あるいは、企業の経験者の方でもいいと思うのですが、小学校・中学校とは別の視点で、客観的にリードまでいかなくてもサポートしてくれるような方が1人入っていると、ほかの評議員、あるいは評価委員の方も、校長先生も、学校評価はどうやっていいのかというのは現場ですごく悩まれていると思うので、そこら辺のサジェスションとかサポートがあるといいなと思っております。

あと、私の希望としては、できれば外部評価を近い将来導入していく必要があるのではないかなとは感じておりますが、なかなか難しいものもあるので、それは希望ということで。

指導室長

2点についてお答えしたいと思います。

先ほどの4ページを見ていただきますと、学校関係者による評価といっても、評価の素材がということだったと思いますが、先ほどお話をしましたように、(1)のところでは、今ご指摘のような、今までもやっておりますけれども、教育目標だとか、経営方針だとかというものを何らかの形でしっかりと提示する、これが評価の材料といえますか、一つの素材になるかと思えます。

(2)のところでは、授業を見ていただいて、実践を見ていただいての感想ですとか、そういう部分が評価の一つの材料になるかと思えます。

(3)のところでは、前期までの自己評価を学校が出しますので、その結果をフィードバックいたしますので、評価委員の方は、それと今までのものと照らし合わせて、学校の計画と実施状況と照らし合わせて、ここで1回、ある意味ご意見がいただけると。最後には、保護者等からのアンケートも含めて、自己評価をしたものに対してさらにご意見を評価いただくというのが評価委員会の役割という形でございます。ですので、ここの部分を明確にして、さらに具体的にどうしていくかというのは、これから学校と詰めていくことが必要かというふうに思っております。

2点目の評議員でございますが、現状からいいますと、委員長のお話のように、学識経

験者、学校教育関係者、社会教育関係者、保護者、区民というような方々が入っていただいております。平均しますとそれぞれの学校で6、7人が学校評議員として活躍していただいております。ですので、その全員が学校評価委員になられるか、その一部分になられるかについては、今後またそのあたりも検討していかなければいけないかなというふうに思っております。

高木委員長

今の4ページの表のところに「教育委員会」と書いてある下の「教育課程届」というのが、多分、私がお話をした1年間の計画をまとめたもので、私、見たことがあるのですが、あれを見ると、どういうことをやるのかははっきりわかるので。ただ、結構厚さもありますし、渡してしまっているのかどうかちょっとわからないので、そこら辺をご検討いただきたい。

あと、学校評議員の委嘱につきましては、校長先生が自分で探してくるということで、PTA関係ですとか地元の方というのは引き継ぎできると思うのですが、学識経験者とか企業の方というのは、校長先生によってはなかなか厳しい方もいらっしゃると思うので、そこら辺はできれば教育委員会のほうでサポートしてあげると、現場ではすごく助かると思います。

飛鳥馬委員

評価のことはなかなか難しいなと思うのですが、1点は、1ページ目の一番下にある行ですね。児童・生徒の評価が、今、小学校4校、中学校10校ということが出ておりますが、どんな内容でというのと、今広がっているのか広がっていないのか。この4校、10校ぐらいで停滞しているのかどうかをちょっとお聞きしたいなと。

それから、4ページのほうで、子どもたちの意見はどこで反映されてくるのか。自己評価の中に入ってくるのかなと思ったりもするのですが、位置づけですね。やっていない学校がありますので、区全体としてなかなか難しいところがあるかと思いますが。

もう1点は、今、高木委員長が言っていた、評価委員会が設置されて、4ページのところに①、②、③と3回ありますが、現場で3回というのはなかなか厳しいのかなというような気もしないでもないのです。細かいので。ですから、初めと終わりぐらいでもいいのかなと、個人的にはそう思うのですが。

高木委員長が言った右上の「教育課程届の受理」は、ここに「前年度末」に受理するというので、本当は一番下にも入ることなのです。評価して、それを評価したら、次の年度に生かすというのが学校のねらいですので、反省して、次の計画を立てるということですので、初めの計画の説明と終わりの評価の内容が必要かと思うのですが、真ん中の前期までの自己評価の実施・分析、後期計画の見直しというのは非常に短期間なので、何か月もないので、後期も授業がありますから、これはいかがかなと、ちょっとそんなことを思っています。

## 指導室長

現実には、児童・生徒による評価については広がってきております。ただ、小学校の場合は発達段階もございますので、学年によっては「評価」という部分が「感想」というような形で、子どもたちから聞き取ったり、行事ごとの感想文で評価したりということはしているかというふうに思います。

中学校の場合はいろいろございまして、学期ごとというふうなこともございますし、1年間の終わりにとるという学校もございますので、そのやり方によって項目も大分違うということもございます。

そして、どこに入るかというのは、現在はやり方がそういうことでございますので、どこで生徒による評価を生かしているかというのは、やり方によって入ってくる時期が違ってきているということもございます。今後、ここについても、どのように統一していくかどうかも含めて、ちょっと検討していかなければいけない部分かなというふうに思います。

2回目をどうして設定しているかということについては、やはり評価をしていただくということを考える上においての方面からお話ししますと、評価委員の方々にも、ずっと1年間とすると、その場面その場面を見ていただいたりということがなかなかできませんので、途中で一度そこで確認していただくという意味があるかと思えます。学校側にとっては、既に学期ごとに学校評価をやっているような学校もございますので、そういう面では、一度ここで見直しを図ることが大事なことだなというふうに思いますので、入れるということで学校長たちとも話をしたというところでございます。

## 高木委員長

よろしいでしょうか。

実は私どもの学校も22年度に第三者評価を受けるので、今から準備で大わらわなのです。私もやった学校を訪問調査したことがあるのですが、「受けてよかった、自分の学校の弱点がわかった」ということなのです。ただ、作業的には非常にふえますので、学校評価をやってよかったと校長先生が思うような評価をぜひ中野区としては進めていきたいなと思っております。

それでは、事務局は、ただいまの協議内容を踏まえて準備を進めていただくようお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

ここで傍聴の皆様には2月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。来週2月6日は、先ほど確認しましたとおり、桃園第二小学校の学校訪問の予定でございますが、午前10時から一たん会議を開き、議決案件の審議をした後、桃園第二小学校を訪問するようになります。また、再来週の2月13日と2月20日は、午前10時から、いつものとおり、区役所5階の教育委員会室で教育委員会の会議を開会いたします。2月27日は、午前中から区議会の予算特別委員会が開会されますので、教育委員会は休会となります。

これもちまして、教育委員会第4回定例会を閉じます。  
午前11時50分閉会